

一般社団法人日本パラフェンシング協会

定 款

令和4年2月14日作成
令和4年3月16日公証人認証
令和4年3月17日会社成立

一般社団法人日本パラフェンシング協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般社団法人日本パラフェンシング協会と称する。英語表記は **Japan Para Fencing Association(略記 JPFA)**を用いる。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的の法人は障がい者のスポーツの活動を支援し、中でもパラフェンシング競技の普及活動を中心に、パラリンピックなどの国際大会を目指す競技者の育成・支援のための競技環境の整備を行うことにより競技団体としての発展を目指し、体系的な選手育成並びに指導者、支援ボランティアなどの養成を通して障害がある者となない者の相互理解を深め、真のノーマライゼーションの確立に寄与することを目的とする。

及び事業

(目的)

第3条 こ（事業）

第4条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) パラフェンシングの競技会、講習会の企画、運営及び開催
- (2) パラフェンシングの選手発掘、育成、強化
- (3) パラフェンシングの指導者・審判員の教育・指導・資格認定
- (4) パラフェンシングの支援ボランティアの育成、組織化及び地域における障がい者スポーツへの関心、理解の促進活動
- (5) パラフェンシングの情報・資料・規則の収集、調査研究、情報発信
- (6) 関係諸団体との交流、協力事業を推進する諸活動
- (7) パラフェンシングの競技用具の開発、認定及び斡旋・販売などの事業
- (8) パラフェンシングの競技、指導法などの関連書籍、映像資料の制作及び斡旋・販売などの事業
- (9) 競技会、選手などの肖像権管理・著作権販売などの事業
- (10) パラフェンシンググッズの制作・販売などの事業
- (11) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告(<http://www.parafencing.jp>)により行う。ただし、事故やその他やむを得ない事由によって電子公告をする事が出来ない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第3章 社員

(入会)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込をし、理事会の承認を得るものとする。
(経費などの負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することが出来る。ただし、一か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1 退社したとき。
- 2 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- 3 2年以上会費を滞納したとき。
- 4 除名されたとき。
- 5 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1 社員の除名
- 2 理事及び監事の選任又は解任
- 3 理事及び監事の報酬等の額
- 4 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 5 定款の変更
- 6 解散及び残余財産の処分
- 7 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(種別及び定数)

第20条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、2人までの副理事長をおくことが出来る。

(選任等)

第21条 理事及び監事は社員総会において選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって理事長とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、当法人の理事または使用人が兼ねる事は出来ないが法人の社員が兼ねることは出来る。

(職務)

第22条 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けた時は、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることが出来る。

(任期)

第23条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければ

ばならない。

(解任)

第24条 理事及び監事は社員総会の決議により、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって決める。

第6章 理事会

(構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事の選任及び解任

(招集)

第28条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第30条 理事会における決議は、この定款に規定するもののほか、理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び幹事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 基金

(基金の拠出)

第32条 当法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
- 2 事業報告の附属明細書
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 5 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第 36 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 9 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 38 条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 附 則

(最初の事業年度)

第 40 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 41 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	牛込公一 東伸行 清水一二
設立時代表理事	牛込公一
設立時監事	宮田結以

(設立時社員の氏名及び住所)

第 42 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所	東京都目黒区上目黒 2-47-15
設立時社員	牛込公一
住 所	和歌山県和歌山市つつじが丘 2-4-1
設立時社員	東伸行
住 所	神奈川県横浜市旭区白根 2-4-15
設立時社員	清水一二

(法令の準拠)

第 43 条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本パラフェンシング協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員 3 名が次に記名押印する。

令和4年2月14日

設立時社員 牛込公一 実印

設立時社員 東伸行 実印

設立時社員 清水一二 実印